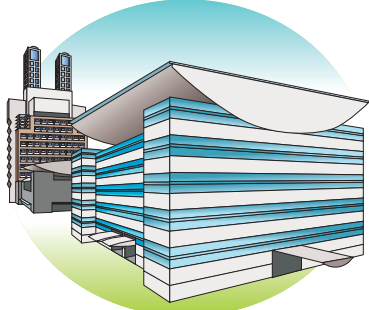
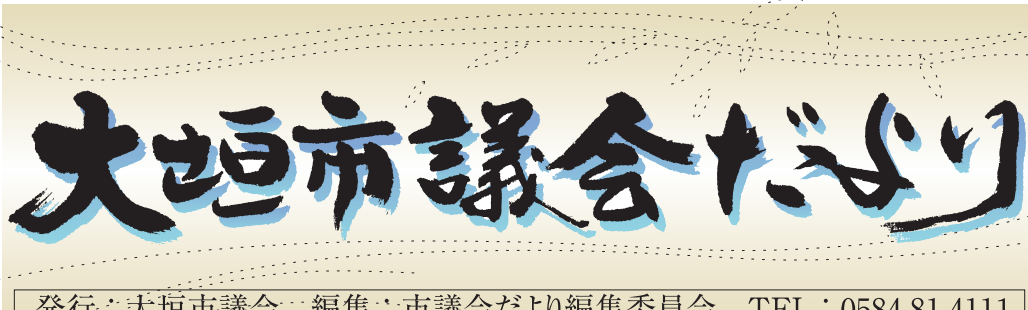




情報の港 大垣市情報工房



発行：大垣市議会 編集：市議会だより編集委員会 TEL：0584-81-4111



文化の港 住吉燈台

芭蕉元禄十万石まつり



第三回市議会定例会は九月四日から二十日まで開かれ、最終日に議員定数を現行の三十二人から六人減の二十六人に削減する議員提出議案の「大垣市議会議員定数条例の一部改正について」を可決しました。今年三月、旧上石津町と墨俣町を編入合併したことに伴い、上石津・墨俣選挙区で定数各二人の増員選挙が行われ、現在の定数は三十二人となっています。

今回の改正により、各選挙区の定数は、大垣選挙区は二十八人から五人減の二十三人、墨俣選挙区は二人から一人減の一人、上石津選挙区は現行どおり二人のままとし、平成十九年四月の市議会議員選挙から適用されます。

大垣選挙区の定数は、平成十一年の市議会議員選挙で四人減、平成十五年の市議会議員選挙での四人減に続き、来年の市議会議員選挙では五人減となり、合計十三人の減となります。

第三回市議会定例会 議員定数を六人減 三十二人から二十六人に

九月四日	本会議 (提案説明)
十一月	本会議 (一般質問)
十三日	中心都市再生に関する委員会 大垣駅周辺整備に関する委員会 市民病院に関する委員会
十四日	建設環境委員会 経済産業委員会 文教厚生委員会 企画総務委員会 議会運営委員会 本会議
十五日	
十九日	
二十日	

定例会では、平成十八年度一般会計補正予算など予算関係四議案、青年の家設置条例の一部改正など条例関係八議案、平成十七年度公営企業会計決算の認定など決算認定関係二議案、人権擁護委員候補者の推薦の人事案件一議案、その他四議案の計十九議案を慎重に審議。原案のとおり可決、同意し閉会しました。

○**一般会計補正予算**
三億三千七百八十万円

○**特別会計補正予算**
八億九百八十万円

○**企業会計補正予算**
一億八千二百万円

○**総額**
十三億二千九百六十万円

審議議案

◇**予算関係** 四件

◇**条例関係** 八件

◇**決算認定** 二件

◇**人事案件** 一件

◇**その他** 四件

一般会計の総務費の総務管理費では、電子コミュニケーション形成支援実証実験事業に五百万円、市民サービスセンター設置に伴う整備に七千八百三十万円、支所等廃止に伴う防災無線移設等に六百万円を計上。徴税費では、市税過誤納金還付金不足額二千七百万円を計上。交通安全対策費では、寄附の趣旨に沿い、交通安全施設整備に三百万円を計上。民生費の社会福祉費では、知的障害者相談支援事業に二百六十八万円、精神障害者地域活動支援センター事業に八百五十七万円を計上。老人福祉費では、岐阜県後期高齢者医療広域連合設立のための準備委員会負担金四百五十万円を計上。児童福祉費では、寄附の趣旨に沿い、保育用備品の購入に百六十五万円を計上。農林水産業費の土地改良費では、かんがい排水路・農道整備事業等に一千万円を計上。

商工費では、中心市街地の利用実態等の基礎調査事業費に二百万円を計上。また、コールセンター等立地促進事業補助金の債務負担行為を変更。

土木費の道路橋りょう費では、道路舗装及び側溝整備事業に五千万円を、河川水路費では、安井排水機場ポンプのオーバーホールに四千万円、水路改良事業に六千万円を計上。

都市計画費では、市民サービスセンターの設置に伴う経路誘導サインの修正に五百万円を計上。

消防費では、河川防災ステーションの水道管布設負担金百七十万円を計上。

教育費では、寄附の趣旨に沿い、青少年育成財団、体育連盟への補助金並びに留守家庭児童教室の備品購入費に二百四十万円を計上。

災害復旧費では、豪雨により被害を受けた上石津町堂之上地内の谷川、上石津町上多良地内の須城谷の災害復旧に千三百万円を計上。

特別・企業会計補正予算

特別会計の国民健康保険事業会計では、療養給付費等の確定に伴い国庫支出金の返還金六千万円、保険財政共同安定化事業の拠出金六億三千七百六十万円、介護保険事業会計では、介護給付費の確定に伴い国庫支出金等の返還金一億二千二百万円を計上。

企業会計の病院事業会計では、医療事故の損害賠償金四百万円、レセプトの返戻の増加に伴う過年度損益修正損を一億三百万円増額するほか、現在整備を進めている三病棟に設置する抗がん剤治療を行う通院治療センターのシステム整備事業費七千五百万円を計上。

抗がん剤治療機器(設置例)



- 条例関係**
 - ◇大垣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
 - ◇大垣市青年の家設置条例の一部改正について
 - ◇大垣市地区センター条例の一部改正について
 - ◇大垣市福祉施設等徴収金助成条例等の一部改正について
 - ◇大垣市中心身障害者医療費助成金条例等の一部改正について
 - ◇大垣市国民健康保険条例の一部改正について
 - ◇大垣市消防団条例等の一部改正について
- その他**
 - ◇請負契約の締結について(二件)
 - ◇訴えの提起について
 - ◇損害賠償の額の決定について
 - ◇平成十七年度大垣市公営企業会計決算の認定について
 - ◇平成十七年度墨俣町公営企業会計決算の認定について
- 人事案件**

人権擁護委員候補者の推薦について、古田忠幸さん(上石津町牧田)、伊藤富士子さん(上石津町下山)の推薦に同意しました。

九月十一日

一般質問

広報おおがきのカラー化について

質問…市の広報おおがきをすべてカラー印刷にして、見やすく、読みやすくしてはどうか。

印刷費の増加分は、広告の掲載料で対応することはできないか。

答弁…現在、広報おおがきは、合併による情報量の増加に伴い、四ページ増やし、タブロイド版十二ページで、毎月一日と十五日の二回発行している。印刷は、十五日号が一ページと十二ページをカラー、その他を白黒で、一日号はすべて白黒としている。紙面は、写真やイラストを多く使い、文字を大きくするなど、読みやすい広報紙を目指し、努力している。

全面カラー化については、倍増する印刷コストの課題がある。コスト分を有料広告の掲載で確保することは、広告枠を割くことによる情報提供量の減少や、紙面の増加による新たなコスト増などの課題があるため、全面カラー化について

は、既に県の広報で実施されているが、ほとんどの市町村では実施されていないので、今後の検討課題としたい。

広報おおがき



指定管理者制度導入後のサービスについて

質問…指定管理者制度に移行後、福祉施設において毎月利用料金を現金で支払うよう指示されている。従来の市の管理委託の場合には、口座振込ができ、手数料も本人負担なしであった。利用料金が現金でしか支払えないのは時代に合わず、サービスの低下がないよう指定管理者に改善を指導すべきではないか。

答弁…福祉施設の指定管理者制度については、平成十

八年四月から導入し、指定管理者として社会福祉事業団及び社会福祉協議会を指定している。施設利用料については、指定管理者が利用者の希望及び施設の実情に基づき、入所施設では現金または振り込みで、通所施設では現金で徴収している。

徴収方法については、指定管理者制度の導入前と基本的に同じだが、今年四月から、指定管理者の口座に振り込む際は手数料が必要になった。このため、社会福祉事業団及び社会福祉協議会においては、利用料の振込手数料等を指定管理者で負担できるよう、現在検討を進めているとの報告を受けている。

いずれにしても、指定管理者に対して、利用者へのサービスを低下させないよう効率的な運営を指導していきたい。

かわなみ作業所



外国籍の子供の教育について

質問…本市の外国人登録者数は六千九百十人、中でも日系ブラジル人は四千四百八十人と過去最高で、今や本市の産業や経済を支える

存在だが、子供の教育が大きな課題である。不就学をなくし、来日間もない子供の初期対応や、日本語など基礎学力習得のための市の施策を明らかにしてほしい。

答弁…市に住民登録されている学齢期の外国籍の子供たちは、平成十八年八月末現在、五百二十五人。教育委員会としては、これらの子供たちの就学が、希望に応じて確実にできるような体制を整えている学齢期に達した子供を持つ保護者には、ポルトガル語による就学案内を送付、市内に転居された場合は、公立中学校への編入学について知らせている。

現在、ヒロ学園やポルトセグロ等のブラジル人対象の学校等に通っている子供たちを除き、小学校に百七十八人、中学校に五十五人が在籍している。中には、日本語が十分理解できないために、在籍校における生活や学習に適応できない児童生徒がいる。このような児童生徒を支援するために、基礎的な日本語指導を集中的に行う教室を開設しており、日本語指導を専門に行う三人の教員と、一人の適応指導員及びポルトガル語通訳四名が指導に当たっている。

四月以降、三十四人がこの日本語教室に通い、七月までの三ヶ月間で、十九人の児童生徒が基礎的な日本語能力を身につけ、本教室を退級することができた。これらの成果を踏まえ、

今後は教科指導の補充を行う事業も展開し、一人でも多くの外国籍児童生徒が、在籍校での生活や学習に適応できることを目指していきたい。

パルチダ(日本語学級初級コース)



少子化対策について

質問…共働きの家庭がふえ、仕事と子育ての両立を支援するため、留守家庭児童教室を六年生まで延長してほしい。

答弁…留守家庭児童教室の対象児童は、国の実施要綱によると、原則として保護者等が労働等により昼間家庭にいない、小学校一年生から三年生に就学している児童だが、その他健全育成上、指導を要する児童については、一部に四年生以上の児童を加えることができることと規定されている。

本市の留守家庭児童教室への入室者は、平成十八年九月一日現在で、小学校一年生から三年生までの児童七百八十人である。四年生以上の受け入れについては、教室環境の整備や指導員の確保などさまざまな課題もあるため、さらに検討を進めていく。

留守家庭児童教室



地域医療の充実と運営の見通しについて

質問…上石津地域の地域医療の現状は、上石津国保診療所とJA厚生連診療所が交通不便な山間地の人々の診療機関として運営されているが、先行きは明るくない。診療所の運営充実等、地域住民の安心を目指す方策を尋ねたい。

答弁…上石津地域の医療機関は、国民健康保険上石津診療所と、岐阜県厚生農業協同組合連合会が運営している時診療所及び時山診療所がある。

上石津診療所は、治療や予防接種などを実施し、患者に対するサポート体制を充実するため、大垣市民病院と病診連携をとっている。また、医師は、学校医の就任や、隣接の保健センターが実施する各種の健診や保健事業への協力を行っているため、他の地域での診療医の兼任は、現状では困難と考える。

また、時診療所及び時山診療所を運営している同連合会に対しては、引き続き診療所運営補助金を交付

し、上石津地域における医療の提供への支援を図っている。いずれにしても、市民が安全に安心して暮らすためには、身近な地域での医療の確保は大変重要であると認識している。今後とも、地域医療の充実については、関係機関と十分協議していきたい。

上石津国保診療所



「朝ごはん運動」の推進について

質問…最近の子供の不登校や犯罪を起こす原因が、家庭でのコミュニケーションの欠如にあると言われる。皆がそろって一緒に朝ごはんを食べることで、家庭のきずなや、食育を通しての健康、マナー、食料問題など学ぶことは多い。学校、家庭、地域が一体となって朝ごはん運動を推進してはどうか。

答弁…昨今、子供たちの学習意欲、体力の低下が大きな問題となっているが、家庭における基本的な生活習慣の乱れが原因の一つと考えられている。平成十七年度の文部科学省の調査によると、小学生

では十五・一％、中学生では二十二・四％の子供が朝ごはんを食べないことがあると答えており、年齢が上がるほど食べない子がふえてきている。

子供たちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠をとることが重要で、個々の家庭から社会全体の課題として家庭の教育力を向上させることが求められている。

こうしたことから、本年四月十四日に民間が主導となり、「子どもの生活リズム向上プロジェクト」として、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会が設立され、全国的な普及啓発活動が進められるようになった。

本市においても、「早寝早起き朝ごはん」運動を、PTAや子ども会、青少年団体、食育、健康などの推進団体とともに、啓発・推進していきたい。

通学区域の弾力化の検証について

質問…全国的な流れの中、地元からの要望により、安井小学校区で三校自由選択制が実施されているが、実施から六年が経過し、メリット、デメリットが顕在化しているため、制度の検証が必要ではないか。各地区からのいろいろな意見に鑑み、現状の分析と今後の展開についてお聞きしたい。

答弁…平成十一年に大垣市

教育懇話会を設置し、本市における教育のあり方を検討する中で、喫緊の課題になっていた通学区域の弾力化について検討するため、「校区の弾力化に関する特別委員会」を設け、二年間にわたり検討した。

特に安井小学校区の児童は、三つの中学校に分かれて進学する特殊事情を考慮して、進学する中学校の選択制について、平成十二年度より試行的に導入し、平成十三年度から本格導入した。

平成十六年度には、「大垣市小中学校通学区域検討委員会」を設置し、制度を検証するとともに、今後さらに弾力化を図るべきかどうかを検討してきた。その中で、安井小学校区出身の生徒及び保護者へのアンケートを初め、すべての小中学校における教職員、地域の意向の把握や、大垣市PTA連合会を通じて各小中学校のPTAの意見の集約をした。結果として、安井小学校区の保護者は、地域とのつながりの希薄化などの課題があるものの、おむね満足とする意見が得られた。

しかし、学校選択制の拡大については、他のPTAや地域、学校等の意見が消極的であったことから、他地域での学校選択制は導入せず、いじめ・不登校への対応、家庭内暴力の回避、通学の利便性や交通事情等、地理的な要因がある場合などの事案に限り、弾力的な対応ができるよう整備した。

通学区域の弾力化については、さまざまな意見もある中で、保護者の皆様や地域の方々のご意見を聞きながら、社会情勢、教育環境の変化に対応した通学区域制度のあり方を検討している。



安井小学校

障害福祉サービスの利用者一割負担の減額について

質問…障害者自立支援法の施行により、十月から利用者の一割負担が発生する。高山市では月額上限負担額を軽減し、可見市では授産施設通所者の負担を肩代わりするなど、費用負担を軽減する自治体がある。

本市は独自の助成制度を考えているのか。また、障害者の自立支援に対する基本的な考え方を聞きたい。

答弁…本年四月から障害者自立支援法の施行に伴い、障害者が障害福祉サービスを利用する場合には、原則一割を負担していただくことになった。一割の定率負担となったことにより、所得によっては増額となって

いるが、低所得者等については、国の軽減措置に基づき軽減している。市独自の助成制度については、これまでも障害者を対象として幾つかの市単独制度を実施し、自立の支援を図ってきた。

自立支援法の施行により、地域生活支援事業として地域の特性や利用者の状況に応じた相談支援事業等を実施するとともに、身体、知的及び精神の三障害の制度格差の解消や就労関係施策との連携等を踏まえ、障害者の自立支援に努める。



障害福祉サービス

妊婦健診事業について

質問…妊婦健診の費用は、全額自己負担となっている。一回の健診費用が六千円から七千円程度で、出産するまでにおよそ九万円前後の費用がかかることになる。

健診の助成が平成九年度から行われているが、二回分のみであり、さらなる助成拡大ができないか。

答弁…妊婦健診は、四十週という長い妊娠期間において、定期的な健康診査と保

健指導を受けていくことで、安全な妊娠、出産の確保となり、ひいては母と子の健康を守ることを目的としている。

市では、母子健康手帳交付時に、全員の方に妊婦一般健康診査の受診票二枚と出産時に三十五歳以上となる方に超音波検査の受診票を追加発行し、いずれも無料で受診してもらっている。

この受診票により、妊娠前期には、母体の健康度の確認とB型肝炎母子感染予防を、妊娠後期には、妊娠中毒症と貧血の早期発見に努めている。

費用の助成拡大については、他市の状況を踏まえ、今後の検討課題としたい。

公設地方卸売市場の現状について

質問…近年、大型店の出店が相次ぐ中、市場の売り上げが減少している。買受人の買い控えはどこに原因があるのか。現状の危機的状況になりつつある市場を、どう改革しようとしているのか。

答弁…平成十八年八月三十一日現在の八ヵ月間の合計売上高は約五十三億九千万円で、前年度に比較して約九億九千万円の減、月平均約一億二千万円、十五・五％の減少となっている。こうした売上高減少の主な要因は、地元大型スーパーが大手資本の傘下に入り、それに伴う市場外流通の増大及び新規大型量販店進出の

影響を受けた既存のスーパーの買いつけの減少によるものと考えている。

今後の改善策等として、使用料の課題もあるが、近年の消費者の安全・安心への関心の高まりから、生鮮食品の品質管理に努めるため、低温売場施設の導入について卸売業者と協議していきたい。また、市場開放の検討等、市場活性化に今後とも努力していきたい。



公設地方卸売市場

安全・安心なまちづくりについて

質問…九月一日の防災行政無線のテストは、中心市街地の市民の九十五％以上の方が聞こえておらず、非常に役に立つのか。

携帯電話のメールも考慮した防災無線計画を至急立て、避難場所、公共施設、民家の耐震対策等、安全・安心なまちづくりを積極的に推進していただきたい。地震対策の現状と今後の計画はどうか。

答弁…防災行政無線は、災害時等において、住民へ正確で迅速な情報を伝達する手段として整備している。現在、大垣地域には五十

三カ所の屋外拡声局と百一カ所の避難所に戸別受信機がある。上石津地域には六カ所の屋外拡声局と各世帯に戸別受信機がある。墨俣地域には、防災行政無線のかわりに、電話回線によるサイレンシステムと、ケーブルテレビを使った緊急告知端末により情報を伝達している。

無線の更新については、合併による親局の統一、デジタル化への移行などにより機器の更新が必要となるため、今年度、各種調査を行い、実施計画を作成しているところである。聞こえにくい地域の解消や、親局の設置場所については、実施計画の中で検討していく。

住民への連絡方法については、大垣市地域防災計画の中で、防災行政無線のほか広報車などにより周知するとともに、今後とも広報おおがきや防災訓練などで一層の啓発に努めていく。携帯電話を使って情報を配信する「さわやかまもりネット」による情報伝達も有効な手段として考え、現在、ポスター、パンフレットの作成や広報おおがきなどによるPRに努めており、登録者数は、八月末現在、千四百七十七人になっている。

耐震対策については、現在、公共施設の避難場所は百二十施設二百二十七棟あり、耐震化率は六一・二％である。今後、耐震化の必要な建物は八十八棟あり、工事の順位づけを行い、計画的に進めていく。

まちかどスナッパ

すのまた秀吉出世まつり 新能

－10月15日(日)－



太閤秀吉公の武勇を偲ぶとともに、出世開運を願う「すのまた秀吉出世まつり」。墨俣城の能舞台にて新能を上演、幽玄の世界へと導きます。

◆会議録がご覧いただけます◆

本紙に掲載された質問・答弁等の詳しい内容については、図書館、市政情報コーナー、議会事務局などで、会議録（11月下旬発行予定）をご覧になるか、市議会ホームページでもご覧いただけます。

(<http://www.city.ogaki.gifu.jp/sigikai/>)

農業経営基盤の強化促進の基本的な構想について

質問・政府の進めている農業改革は、農業専従者の規模の拡大で合理化を図り、価格での努力を促すもので、戦後の農政の根本を変える政策である。

防災訓練



認定農家または集落営農でやる気のある人々を募集しているが、地区によっては温度差がある。進捗状況はどうか。

答弁・認定農業者や集落営農の進捗状況については、平成十九年度から品目横断的経営安定対策が導入されることになった。この対策は、これまで全農家を対象に品目ごとの価格に着目して講じてきた対策を、担い手を対象を絞って、経営全体に着目した対策に転換するもので、戦後の農政を根本から見直すものである。これを受けて、各農家の方々に新制度を理解してもらうため、各地区において説明会を開催し、先進地事

大垣市の農業風景



例のビデオやパンフレットを利用して集落営農組織の設立を進めている。その結果、今年十一月末までに八組織の設立が予定されている。

また、認定農業者についても、現在二十五人の方が登録されているが、今後さらに集落営農組織や認定農業者の育成を積極的に推進していく。

あなたも本会議を傍聴してみませんか。

傍聴する前に傍聴人受付簿に住所、氏名、年齢を記入ください。

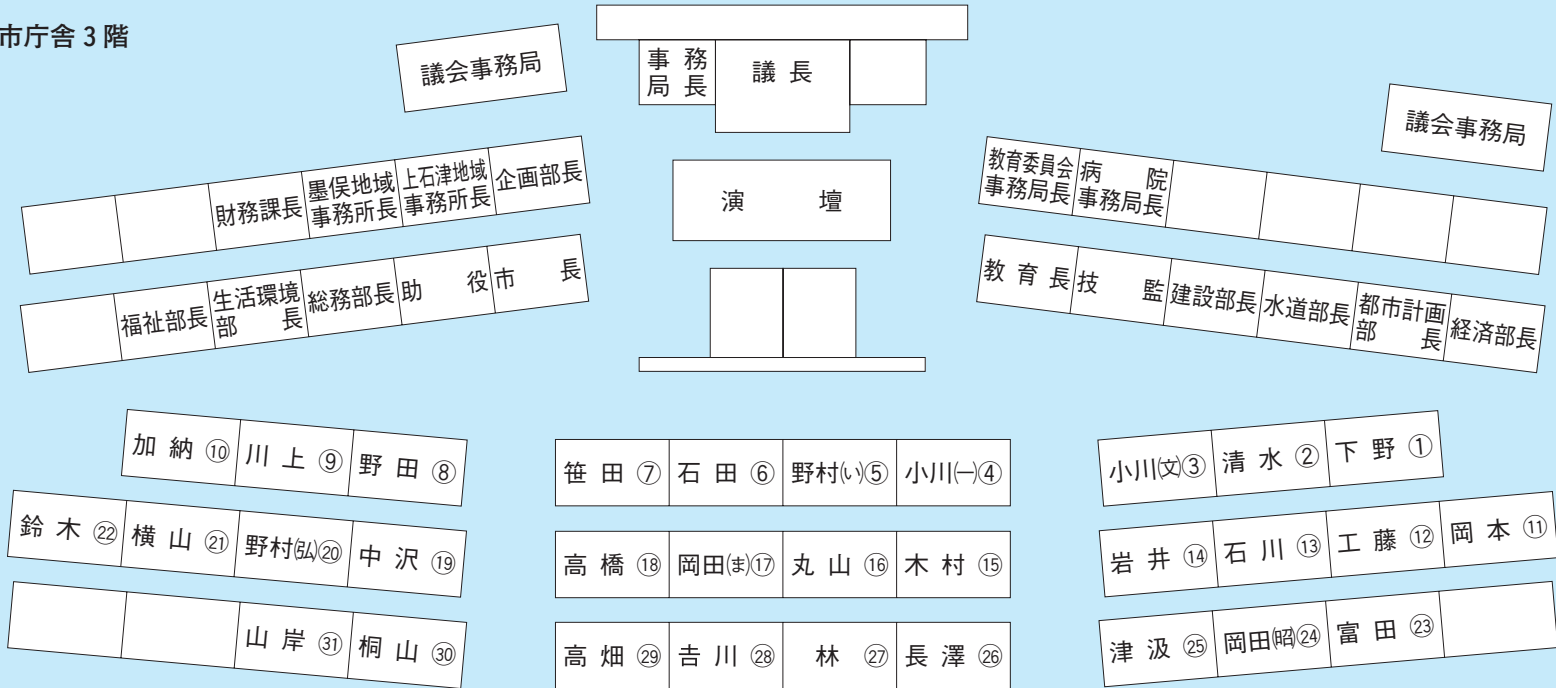
- ・傍聴される方は、直接市庁舎 4 階の傍聴席へお越しください。
 - ・傍聴席は、75席(うち、車いす席 4 席)
- ～傍聴者に守っていただくこと～
- 議場内の言論に拍手等で可否表明をしない。
 - はち巻き、腕章、帽子等を着用しない。
 - 飲食や喫煙をしない。
 - 議長の許可なく写真撮影や録音をしない。
 - 議会の妨害をしない。
 - 携帯電話の電源は入れない。

※団体で傍聴を希望される方は、事前に議会事務局へご連絡ください。
(議会事務局／電話81－4111 内線734)

議 場 案 内

市庁舎 3 階

入口



傍 聴 席 (4 階)

入口